

卷之十七

卷之三

財團法人 脳瘤會 大阪支所

○實行方法

日本政府は、各國の外務省より、本件を調査する旨の書簡を受けた。日本は、この件を大に憂慮する。日本は、この件を大に憂慮する。日本は、この件を大に憂慮する。

等々夕海上労働者從事船ナ又之航洋船乗組員ニ對シテハ船員法ノ
更ニ傷害保險法船員保險法等實施ニ見合本國居委、誠而そ
海上労働者ニ實施シ肉害ア達労動者集客扶助法又ラ労金團ノ廢
岸線種類在三都三主張ノ我等港灣勞動者為ハ適用サレナカニ狀態ニ
アル我等ハ我等ノ職務ノ持ツ重大性ト特異性トニ鑑ミ速ニ適當ノ
特別保護法制定ヲ要求シルモノアル
我等ハ自主的ニ決議會議ノ節時制定ヲ期ス
我等ハ港灣労働者ノ特殊生活ニ適應スル特別ナル港灣労動者保護
法の制定時期不適不適確の活動ニマツ事。